

京都市交通局管理規程 7-0（京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程）の一部を次のように改正する。

平成17年12月28日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

目次中「第9節 団体旅客運賃（第30条・第31条）」を

「第9節 団体旅客運賃（第30条・第31条）」

に、

第10節 一日乗車旅客運賃（第31条の2）」

「第9節 団体券の発売（第56条-第59条）」を

「第9節 団体券の発売（第56条-第59条）」

に、

第10節 一日乗車券の発売（第59条の2）」

「第87条」を「第87条の2」に、「第98条」を「第98条の3」に、「第102条」を「第102条の2」に改める。

第21条に次の1号を加える。

(9) 一日乗車旅客運賃

ア 大人一日乗車旅客運賃

イ 小児一日乗車旅客運賃

円
200
230
260
290

円
210
250
280
310

第25条第2項の表中

320
100
120
130
150
160

を

340
110
130
140
160
170

に改める。

第26条第2項の表中

	円
100	
120	
130	
150	
160	
50	
60	
70	
80	
80	

を

	円
110	
130	
140	
160	
170	
60	
70	
70	
80	
90	

に改める。

	円
2,000	
2,300	

	円
2,100	
2,500	

第27条第2項の表中

2,600
2,900
3,200
1,000
1,200
1,300
1,500
1,600

を

2,800
3,100
3,400
1,100
1,300
1,400
1,600
1,700

に改める。

第27条の2第2項の表中

	円
2,000	
2,300	
2,600	
2,900	
3,200	
1,000	
1,200	
1,300	
1,500	
1,600	

を

	円
2,100	
2,500	
2,800	
3,100	
3,400	
1,100	
1,300	
1,400	
1,600	
1,700	

に改める。

	円
1,000	

	円
1,100	

第27条の3第2項の表中

1, 200
1, 300
1, 500
1, 600
500
600
700
800
800

を

1, 300
1, 400
1, 600
1, 700
600
700
700
800
900

に改める。

円
8, 400
9, 660
10, 920
12, 180
13, 440
23, 940
27, 540
31, 130
34, 720
38, 310
45, 360
52, 170

円
8, 820
10, 500
11, 760
13, 020
14, 280
25, 140
29, 930
33, 520
37, 110
40, 700
47, 630
56, 700

58,970
65,780
72,580
6,000
6,900
7,800
8,700
9,600
17,100
19,670
22,230
24,800
27,360
32,400
37,260
42,120
46,980
51,840
4,800
5,520
6,240
6,960

63,510
70,310
77,120
6,300
7,500
8,400
9,300
10,200
17,960
21,380
23,940
26,510
29,070
34,020
40,500
45,360
50,220
55,080
5,040
6,000
6,720
7,440

第28条第2項の表中

7, 680
13, 680
15, 740
17, 790
19, 840
21, 890
25, 920
29, 810
33, 700
37, 590
41, 480
3, 000
3, 450
3, 900
4, 350
4, 800
8, 550
9, 840
11, 120
12, 400
13, 680
16, 200

を

8, 160
14, 370
17, 100
19, 160
21, 210
23, 260
27, 220
32, 400
36, 290
40, 180
44, 070
3, 150
3, 750
4, 200
4, 650
5, 100
8, 980
10, 690
11, 970
13, 260
14, 540
17, 010

に改め,

18,630
21,060
23,490
25,920
7,200
8,280
9,360
10,440
11,520
20,520
23,600
26,680
29,760
32,840
38,880
44,720
50,550
56,380
62,210
6,600
7,590
8,580

20,250
22,680
25,110
27,540
7,560
9,000
10,080
11,160
12,240
21,550
25,650
28,730
31,810
34,890
40,830
48,600
54,440
60,270
66,100
6,930
8,250
9,240

9, 570
10, 560
18, 810
21, 640
24, 460
27, 280
30, 100
35, 640
40, 990
46, 340
51, 680
57, 030

10, 230
11, 220
19, 760
23, 520
26, 340
29, 160
31, 980
37, 430
44, 550
49, 900
55, 250
60, 590

円
7, 560
9, 240
21, 550
26, 340
40, 830
49, 900
3, 300
4, 200
9, 410

円
7, 980
10, 080
22, 750
28, 730
43, 100
54, 440
3, 600
4, 800
10, 260



同条第3項の表中

11,970
17,820
22,680
2,640
3,360
7,530
9,580
14,260
18,150
1,650
2,100
4,710
5,990
8,910
11,340
5,430
6,720
15,480
19,160
29,330
36,290
5,100

を

13,680
19,440
25,920
2,880
3,840
8,210
10,950
15,560
20,740
1,800
2,400
5,130
6,840
9,720
12,960
5,790
7,440
16,510
21,210
31,270
40,180
5,430

に改める。

6, 300
14, 540
17, 960
27, 540
34, 020

6, 960
15, 480
19, 840
29, 330
37, 590

円
4, 200
4, 830
5, 460
6, 090
6, 720
11, 970
13, 770
15, 570
17, 360
19, 160
22, 680
26, 090
29, 490
32, 890
36, 290
3, 000

円
4, 410
5, 250
5, 880
6, 510
7, 140
12, 570
14, 970
16, 760
18, 560
20, 350
23, 820
28, 350
31, 760
35, 160
38, 560
3, 150

3, 4 5 0
3, 9 0 0
4, 3 5 0
4, 8 0 0
8, 5 5 0
9, 8 4 0
1 1, 1 2 0
1 2, 4 0 0
1 3, 6 8 0
1 6, 2 0 0
1 8, 6 3 0
2 1, 0 6 0
2 3, 4 9 0
2 5, 9 2 0
2, 4 0 0
2, 7 6 0
3, 1 2 0
3, 4 8 0
3, 8 4 0
6, 8 4 0
7, 8 7 0
8, 9 0 0

3, 7 5 0
4, 2 0 0
4, 6 5 0
5, 1 0 0
8, 9 8 0
1 0, 6 9 0
1 1, 9 7 0
1 3, 2 6 0
1 4, 5 4 0
1 7, 0 1 0
2 0, 2 5 0
2 2, 6 8 0
2 5, 1 1 0
2 7, 5 4 0
2, 5 2 0
3, 0 0 0
3, 3 6 0
3, 7 2 0
4, 0 8 0
7, 1 9 0
8, 5 5 0
9, 5 8 0

第29条第2項の表中

9, 920
10, 950
12, 960
14, 910
16, 850
18, 800
20, 740
1, 500
1, 730
1, 950
2, 180
2, 400
4, 280
4, 940
5, 560
6, 220
6, 840
8, 100
9, 350
10, 530
11, 780
12, 960

を

10, 610
11, 630
13, 610
16, 200
18, 150
20, 090
22, 040
1, 580
1, 880
2, 100
2, 330
2, 550
4, 510
5, 360
5, 990
6, 650
7, 270
8, 540
10, 160
11, 340
12, 590
13, 770

に改め,

3, 6 0 0
4, 1 4 0
4, 6 8 0
5, 2 2 0
5, 7 6 0
1 0, 2 6 0
1 1, 8 0 0
1 3, 3 4 0
1 4, 8 8 0
1 6, 4 2 0
1 9, 4 4 0
2 2, 3 6 0
2 5, 2 8 0
2 8, 1 9 0
3 1, 1 1 0
3, 3 0 0
3, 8 0 0
4, 2 9 0
4, 7 9 0
5, 2 8 0
9, 4 1 0
1 0, 8 3 0

3, 7 8 0
4, 5 0 0
5, 0 4 0
5, 5 8 0
6, 1 2 0
1 0, 7 8 0
1 2, 8 3 0
1 4, 3 7 0
1 5, 9 1 0
1 7, 4 5 0
2 0, 4 2 0
2 4, 3 0 0
2 7, 2 2 0
3 0, 1 4 0
3 3, 0 5 0
3, 4 7 0
4, 1 3 0
4, 6 2 0
5, 1 2 0
5, 6 1 0
9, 8 9 0
1 1, 7 8 0

12,230
13,660
15,050
17,820
20,520
23,170
25,870
28,520

13,170
14,600
15,990
18,740
22,310
24,950
27,650
30,300

円
3,780
4,620
10,780
13,170
20,420
24,950
1,650
2,100
4,710
5,990
8,910
11,340
1,320

円
3,990
5,040
11,380
14,370
21,550
27,220
1,800
2,400
5,130
6,840
9,720
12,960
1,440

同条第3項の表中

を

に改める。

1, 680
3, 770
4, 790
7, 130
9, 080
830
1, 050
2, 370
3, 000
4, 490
5, 670
2, 720
3, 360
7, 760
9, 580
14, 690
18, 150
2, 550
3, 150
7, 270
8, 980
13, 770

1, 920
4, 110
5, 480
7, 780
10, 370
900
1, 200
2, 570
3, 420
4, 860
6, 480
2, 900
3, 720
8, 270
10, 610
15, 660
20, 090
2, 720
3, 480
7, 760
9, 920
14, 690

17,010

18,800

第2章に次の1節を加える。

第10節 一日乗車旅客運賃

(一日乗車旅客運賃)

第31条の2 一日乗車旅客運賃は、旅客が全路線において、旅客が指定する1日限りで多回数乗車する場合について適用する。

2 一日乗車旅客運賃の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 大人 600円

(2) 小児 300円

第32条に次の1号を加える。

(9) 一日乗車券

ア 大人一日乗車券

イ 小児一日乗車券

第34条中「及び団体券」を「、団体券及び一日乗車券」に改める。

第3章に次の1節を加える。

第10節 一日乗車券の発売

(一日乗車券の発売)

第59条の2 一日乗車券は、一日乗車旅客運賃により乗車する旅客に対して発売する。

第60条第1項ただし書中「定期券等」の右に「及び一日乗車券」を加える。

第65条第1項に次の1号を加える。



(9) 一日乗車券 1日

第65条第2項に次のただし書を加える。

ただし、一日乗車券の通用期間は、当該乗車券の使用開始日から起算する。

第66条ただし書中「定期券等」の右に「及び一日乗車券」を加える。

第74条第1項に次のただし書を加える。

ただし、一日乗車券にあつては、第1号、第2号、第4号及び第7号に掲げる事項を表示する。

第75条第1項中「発売する」を「発売し、又は旅客が使用を開始する」に改める。

第76条中「表面には」の右に「、一日乗車券を除き」を加える。

第79条第1項に次の1号を加える。

(9) 一日乗車券 第11号様式

第6章第2節中第87条の次に次の1条を加える。

(一日乗車券の改札)

第87条の2 一日乗車券を使用する旅客は、乗車開始の際及び乗車を終了した際に、自動改集札機による改札を受けなければならない。

第98条第3項中「第7条」を「第8条」に改める。

第98条の2中「第98条」の右に「、第98条の2」を加え、第7章第3節中同条を第98条の3とし、第98条の次に次の1条を加える。

(一日乗車券の不正使用の場合の旅客運賃及び割増運賃の徴収)

第98条の2 第69条第1号、第2号、第7号、第8号及び第10号の規定により一日乗車券を無効として回収した場合は、当該一日乗車券を所持する旅客から一日乗車運賃及びその額の2倍に相当する額の割増運賃を徴収する。

第99条第2項ただし書中「定期券等」の右に「又は一日乗車券」を加え、同条第3項中「及び定期券等」を「、定期券等及び一日乗車券」に改め、同条第4項中「第

1 1号様式」を「第12号様式」に改める。

第100条第3項中「200円」を「100円」に改める。

第7章第4節中第102条の次に次の1条を加える。

(一日乗車券を紛失した場合の取扱)

第102条の2 一日乗車券を紛失した旅客は、一日乗車券の再交付を請求することができない。

第103条第2項中「200円」を「100円」に改める。

第106条の次に次の1条を加える。

(一日乗車旅客運賃の払戻し)

第106条の2 一日乗車券を所持する旅客は、当該一日乗車券が使用開始前であるときに限り、これを一日乗車券の発売場所に提出して既に支払った一日乗車旅客運賃の払戻しを請求することができる。

2 前項の規定により一日乗車旅客運賃の払戻しの請求をしようとする旅客は、手数料として一日乗車券1枚につき200円を納入しなければならない。

第108条第2項中「200円」を「100円」に改める。

第113条第1項各号列記以外の部分中「定期券等」の右に「又は一日乗車券」を加え、同条第2項中「及び回数券等」を「、回数券等及び一日乗車券」に改め、同条に次の1項を加える。

3 旅客は、乗車開始前に列車が運行不能となったため、事故の発生前に購入した一日乗車券が不要となった場合において当該一日乗車券が使用開始前であるときには、列車が運行不能となった当日に限り、これを一日乗車券の発売場所に提出して既に支払った一日乗車旅客運賃の払戻しを請求することができる。

第118条第2項中「第12号様式」を「第13号様式」に改める。

第119条第1項中「定期券等」の右に「及び一日乗車券」を加える。

第12号様式を第13号様式とし、第11号様式を第12号様式とし、第10号様式の次に次の1様式を加える。

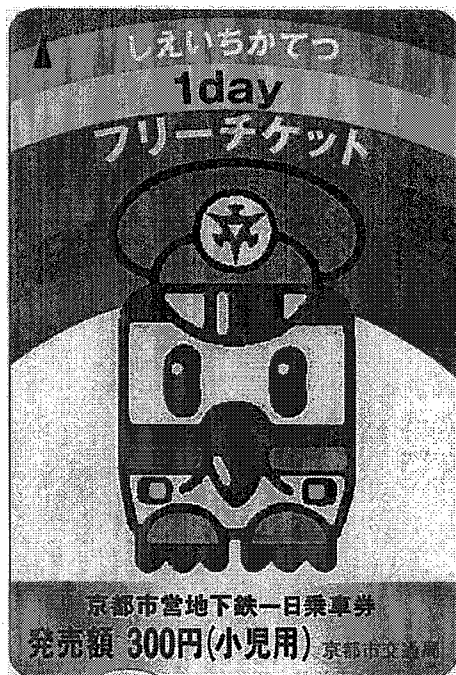
第11号様式（第79条関係）

1 一日乗車券（大人）



備考 エンコード乗車券とし、裏面に注意事項を記載する。

2 一日乗車券（小児）



備考 エンコード乗車券とし、裏面に注意事項及び「小」を記載する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この改正規程は、平成18年1月7日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に発売した乗車券（普通券及び特定割引普通券を除く。）は、当該乗車券の通用期間中に限り使用することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。
- 4 施行日から平成19年1月6日までの間に係る第28条第2項、第28条第3項、第29条第2項及び第29条第3項に規定する旅客運賃の額については、次の表の左欄に掲げる改正後の規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	5,040	4,800
	6,000	5,520
	6,720	6,240
	7,440	6,960
	8,160	7,680
	14,370	13,680
	17,100	15,740
	19,160	17,790
	21,210	19,840

第28条第2项中

23,260	21,890
27,220	25,920
32,400	29,810
36,290	33,700
40,180	37,590
44,070	41,480
3,150	3,000
3,750	3,450
4,200	3,900
4,650	4,350
5,100	4,800
8,980	8,550
10,690	9,840
11,970	11,120
13,260	12,400
14,540	13,680
17,010	16,200
20,250	18,630
22,680	21,060
25,110	23,490
27,540	25,920
6,930	6,810
8,250	8,010

9, 240	9, 000
10, 230	9, 990
11, 220	10, 980
19, 760	19, 410
23, 520	22, 830
26, 340	25, 650
29, 160	28, 480
31, 980	31, 300
37, 430	36, 780
44, 550	43, 260
49, 900	48, 600
55, 250	53, 950
60, 590	59, 300
2, 880	2, 640
3, 840	3, 360
8, 210	7, 530
10, 950	9, 580
15, 560	14, 260
20, 740	18, 150
1, 800	1, 650
2, 400	2, 100
5, 130	4, 710
6, 840	5, 990

第28条第3项中

	9, 7 2 0	8, 9 1 0
	1 2, 9 6 0	1 1, 3 4 0
	5, 4 3 0	5, 3 1 0
	6, 9 6 0	6, 7 2 0
	1 5, 4 8 0	1 5, 1 4 0
	1 9, 8 4 0	1 9, 1 6 0
	2 9, 3 3 0	2 8, 6 8 0
	3 7, 5 9 0	3 6, 2 9 0
	2, 5 2 0	2, 4 0 0
	3, 0 0 0	2, 7 6 0
	3, 3 6 0	3, 1 2 0
	3, 7 2 0	3, 4 8 0
	4, 0 8 0	3, 8 4 0
	7, 1 9 0	6, 8 4 0
	8, 5 5 0	7, 8 7 0
	9, 5 8 0	8, 9 0 0
	1 0, 6 1 0	9, 9 2 0
	1 1, 6 3 0	1 0, 9 5 0
	1 3, 6 1 0	1 2, 9 6 0
	1 6, 2 0 0	1 4, 9 1 0
	1 8, 1 5 0	1 6, 8 5 0
	2 0, 0 9 0	1 8, 8 0 0
	2 2, 0 4 0	2 0, 7 4 0

第29条第2項中

1, 580	1, 500
1, 880	1, 730
2, 100	1, 950
2, 330	2, 180
2, 550	2, 400
4, 510	4, 280
5, 360	4, 940
5, 990	5, 560
6, 650	6, 220
7, 270	6, 840
8, 540	8, 100
10, 160	9, 350
11, 340	10, 530
12, 590	11, 780
13, 770	12, 960
3, 470	3, 410
4, 130	4, 010
4, 620	4, 500
5, 120	5, 000
5, 610	5, 490
9, 890	9, 720
11, 780	11, 430
13, 170	12, 830



	14,600	14,250
	15,990	15,650
	18,740	18,420
	22,310	21,660
	24,950	24,300
	27,650	27,000
	30,300	29,650
第29条第3项中	1,440	1,320
	1,920	1,680
	4,110	3,770
	5,480	4,790
	7,780	7,130
	10,370	9,080
	900	830
	1,200	1,050
	2,570	2,370
	3,420	3,000
	4,860	4,490
	6,480	5,670
	2,720	2,660
	3,480	3,360
	7,760	7,590
	9,920	9,580

	14,690	14,370
	18,800	18,150

(交通局企画総務部企画課)